

高齢者インフルエンザ予防接種をご希望の方に(説明書)

この予防接種は、予防接種法上は個人の予防目的に重点が置かれており、接種の義務はありません。医師からワクチンの効果と副反応について十分な説明を受け、ご理解していただいたうえで接種してください。

1.接種対象者

(1)接種当日に65歳以上の方

(2)接種当日に60歳以上65歳未満の方で、以下の理由により身体障害者手帳1級を所持する方

- ・ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する
- ・ ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する

2.インフルエンザと合併症

インフルエンザに感染した人の咳やくしゃみからインフルエンザウイルスを吸い込むことで感染します。感染後1～5日すると、倦怠感、急な発熱、のどの痛み、咳、くしゃみなどが出始めますが、通常は1週間程度で治ります。肺、心臓やじん臓に病気のある方や高血圧、糖尿病の方がインフルエンザに感染すると、合併症として肺炎や気管支炎をおこし重症化する場合があります。

3.予防接種の効果と副反応

- ・ 予防接種を行うことで、インフルエンザの発症を予防したり、重症化を防いだりします。
- ・ 副反応として、発熱や接種部位が赤く腫れたりすることがありますが、通常2～3日で治ります。
- ・ 重篤な副反応として、まれにアナフィラキシーショック(アレルギー反応のうち特に症状が激しく、生命の危険を伴うもの)、アナフィラキシー様症状(じんましん、呼吸困難、血管浮腫等)があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じます。その他、ギランバレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、肝機能障害、黄疸、喘息発作があらわれる等の報告があります。

4.予防接種を受けることが適当でない方

- ・ 接種当日、明らかな発熱を呈している方(通常37.5℃以上を指します)
- ・ 重篤な急性疾患にかかっている方
- ・ これまでにインフルエンザの予防接種によって、発熱やアレルギー等の症状を呈したことがある方
- ・ その他、予防接種を受けることが不適当な状態にある方

5.接種に際して医師との相談を要する方

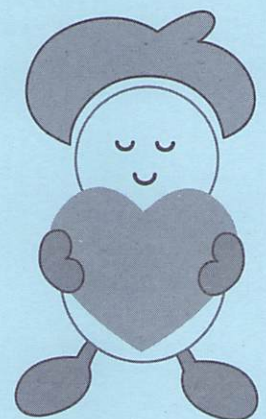
- ・ 呼吸器疾患、心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患及び血液疾患などの基礎疾患のある方
- ・ インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがある方
- ・ 過去にけいれんの既往歴のある方や免疫状態の異常を指摘されたことのある方

6.予防接種後の注意

- ・ 接種後に「インフルエンザ予防接種済証本人用」を受け取ってください。
- ・ 接種後24時間は副反応に注意してください。特に接種直後30分以内は急激な健康状態の変化に注意し、医師と連絡が取れるようにしてください。
- ・ 接種当日の入浴は差し支えありません。
- ・ 接種後は、接種部位を清潔に保ち、過度な運動、大量の飲酒は避けるように注意してください。

7.予防接種による健康被害救済制度について

予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種によって、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出たりするような障害を残すなどの健康被害が生じ、予防接種との因果関係を厚生労働大臣が認定した場合、健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料、介護加算など法律で定められた給付を受けることができます。



西宮市食育・健康づくり
マスコット「みやちゃん」